

議案第 9 号

平成30年度木古内町下水道事業特別会計予算

平成30年度木古内町下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 266,954千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

平成30年 3月 6日提出

北海道上磯郡木古内町長 大 森 伊 佐 緒

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		3,732
	1 負 担 金	3,732
2 使用料及び手数料		30,180
	1 使 用 料	30,101
	2 手 数 料	79
3 国庫支出金		55,000
	1 国庫補助金	55,000
4 繰 入 金		102,239
	1 繰 入 金	102,239
5 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
6 諸 収 入		2
	1 延滞金加算金及び過料	1
	2 雑 入	1
7 町 債		75,800
	1 町 債	75,800
歳 入 合 計		266,954

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		56,591
	1 総 務 管 理 費	56,591
2 施 設 費		112,790
	1 施 設 整 備 費	112,790
3 公 債 費		97,523
	1 公 債 費	97,523
4 諸 支 出 金		50
	1 還 付 金	50
歳 出 合 計		266,954

第 2 表 地 方 債

(単位:千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
下 水 道 事 業 債	75,800	証 書 借 入 又 は 証 券 発 行	年 5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他については当該借入先と協定するものとする。 ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借換えすることができる。
計	75,800			

予算総額及び前年度当初予算に対する各款の割合

(単位：千円、%)

款	歳入			
	本年度 予算額	前年度 予算額	前年度 対比	予算 構成比
1 分担金及び負担金	3,732	4,778	△ 1,046	1.4
2 使用料及び手数料	30,180	29,749	431	11.3
3 国庫支出金	55,000	30,000	25,000	20.6
4 繰入金	102,239	92,056	10,183	38.3
5 繰越金	1	1	0	0.0
6 諸収入	2	13	△ 11	0.0
7 町債	75,800	54,200	21,600	28.4
歳入合計	266,954	210,797	56,157	100.0

款	歳出			
	本年度 予算額	前年度 予算額	前年度 対比	予算 構成比
1 総務費	56,591	50,943	5,648	21.2
2 施設費	112,790	63,907	48,883	42.3
3 公債費	97,523	95,897	1,626	36.5
4 諸支出金	50	50	0	0.0
歳出合計	266,954	210,797	56,157	100.0